

第二百八回国会  
衆議院  
法務委員会  
議 録 第 十 号

令和四年四月二十日(水曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 鈴木 馨祐君

理事 井出 庸生君 理事 熊田 裕通君

理事 葉梨 康弘君 理事 山田 美樹君

理事 鎌田さゆり君 理事 階 猛君

理事 守島 正君 理事 大口 善徳君

理事 秋本 真利君 理事 東 国幹君

五十嵐 清君 石橋林太郎君

尾崎 正直君 奥野 信亮君

国定 勇人君 田所 嘉徳君

高見 康裕君 谷川 とむ君

中谷 真一君 中野 英幸君

西田 昭二君 野中 厚君

藤丸 敏君 八木 哲也君

山田 賢司君 伊藤 俊輔君

鈴木 庸介君 藤岡 隆雄君

山田 勝彦君 吉田はるみ君

米山 隆一君 阿部 弘樹君

前川 清成君 日下 正喜君

福重 隆浩君 鈴木 義弘君

本村 伸子君

法務大臣 古川 慎久君

法務副大臣 津島 淳君

法務大臣政務官 加田 裕之君

最高裁判所事務総局総務局長 小野寺真也君

最高裁判所事務総局民事局長 門田 友昌君

政府参考人 竹内 努君

政府参考人 金子 修君

政府参考人 金子 修君

政府参考人 金子 修君

政府参考人 金子 修君

政府参考人 金子 修君

政府参考人 金子 修君

政府参考人 金子 修君

政府参考人 金子 修君

政府参考人 金子 修君

政府参考人 金子 修君

政府参考人  
(財務省理財局長)

法務委員会専門員

委員の異動

四月二十日

野中 厚君

藤丸 敏君

吉田はるみ君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

角田 隆君

藤井 宏治君

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

そのように決しました。

○鈴木委員長 次にお諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局総務局長小野寺真也

君及び民事局長門田友昌君から出席説明の要求が

ありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○鈴木委員長 質疑の申出がありますので、順次

これを許します。中谷真一君。

○中谷(真)委員 本日は、委員長始め理事、また

委員の皆様、質問の機会をいただきまして心から

感謝申し上げます。

早速質問に入りたいと思います。

何人かの委員の先生方から、非常に疑問をとい

うか、疑問を持たれている部分からまず質問した

いと思います。当事者の申出による期間が法定さ

れている審理の手続の創設の部分から質問をした

いと思います。

これは審理期間を六か月にするということで、

予見可能性が出るというものだというふうに思っ

ているところでもあります。これによる利益をどう

考えておられるのか。また、疑問を持たれている

部分でありますけれども、これは拙速審理とな

り、当事者に不利益を与える可能性があるのでは

ないかというふうに言われているところでありま

して、それを防ぐための方策についてはどう考え

ておられるのかについて質問したいと思えます。

○金子政府参考人 お答えいたします。

現行法には、民事訴訟手続の審理期間や判決ま

での期間に一定の期限を設ける規定はございま

せん。

現行の法の下で早期に審理を終えている事件も

存在すると思われまますが、結果的に早期に審理を

終えたのはあくまで個別事件の運用によるもので

あり、制度上、一定の期間に審理を終えるべきこ

とが明確にされているわけではございません。

このように、現行の民事訴訟では、紛争解決ま

でに要する期間の予測可能性が低く、このことが

訴訟の利用をちゅうちょさせる要因になっている

との指摘がございます。

法定審理期間訴訟手続は、当事者双方の意向が

合致した場合に行われる手続として、審理期間や

判決までに要する期間があらかじめ定められるこ

とにより、訴訟の早い段階で紛争解決までに要す

る期間の予測可能性が高まる点に大きな意義があ

るものであり、これにより、利用者にとつて民事

訴訟がより利用しやすいものになると考えていま

す。

一方で、この制度を設けるに当たっては、審理

期間があらかじめ定められることにより、訴訟の

当事者に不当な弊害が生じないようにすべきであ

るとの指摘がございます。そのため、当事者双方

がその利用を希望している場合に限り、この手続

を開始することとしております。また、一旦この

手続が開始された後も、当事者の一方は、相手方

の同意を要することなく、通常の手続での審理を

求めることができることとしております。

さらに、事業によっては、審理期間に入つてみ

たところ、当初の予定と異なり、あらかじめ定め

られた期間内に必要な主張や証拠の提出がされて

おらず、訴訟が裁判をするのに熟していないとの

判断がされることもあり得るのではないかところで

ございますが、そのようなときは、裁判所は、通常

の手続により審理及び裁判をする旨の決定をする

ことができるものとされております。

このように、この手続においては、御指摘のよ

担の程度のほか、当該法人規模とか法務部の体制等を総合的に考慮するものでありますので、この場でこれだとかという形を提示するというのは困難であると思っております。

○藤岡委員　しかし、法務省としての有権解釈、裁判所が運用するに当たっての、これはどういふふうな考え方なのかというところは当然お話をいただかなければいけないと思うんですけれども。

だから、要は、アドバイスを受けなければいけません。これは当初の想定と随分広がっているというふうに思うんですけれども、そういうことなんでしょうか。済みません、政務官、お願いします。

○加田大臣政務官　例えば、当該法務部の規模や体制に照らしまして、当該法務部が組織として民事裁判に関する実務に習熟しているものと認められる、あるいは、仕外の弁護士などの緊密な体制が構築されており、そのアドバイスを得ながら適切に判断等をすることができると認められる場合というところで、そのことについてしっかりとできるといふ体制というものが求められていると思っております。

○藤岡委員　残念ながら、はっきり明快にお答えをいただけませんでした。

これは、大臣、解釈を拡大していく懸念、どういふふうに止めていくというか、しっかりとこれを収めていくんでしょうか。

○古川国務大臣　お答えいたします。

これまで大臣政務官からもいろいろ答弁をさせていただきましたが、個人が訴訟代理人を選任しない、適正な審理の実現を妨げると認めるときに該当するものであるとして、手続開始の要件を満たさないものと考えています。

当該個人が法定審理期間訴訟手続を利用するか否かについて適切に判断をすることができ、かつ法定された審理期間内に必要な主張、立証をすることができなければ、この手続を利用することはできないわけでありまして。

ただ、そのときに、訴訟代理人であるかどうか

ということについて、その境界線はということ、先ほど来、委員からは御指摘がなされているところであります。

訴訟代理人が選任されている場合と同視できることができないような場合について、今までの政務官との間でやり取りがあったと思うのですけれども、ならば、もう訴訟代理人が選任されている場合に限りと言ってしまうべきではないかというところを先ほど委員もおっしゃいましたけれども、あえてそのようにしていない理由というのは、先ほど来御説明を申し上げているとおり、幾つかの、そういう実態上、同視し得る場合があるのだということを御説明しております。そういう場合があり得るわけですから、改めてそういうものを排除する必要はないだろうという考えの下に、このような表現によりしておるのであります。

さらに、制度として、法務省としては、この法律を作るに当たりまして、この法定審理期間内に必要な主張、立証をできるかどうかということに着眼して、こういう方針を法律の中で定めておるのであります。それを実際に運用するかどうかというのは、裁判所において適切に運用されるべきものだといふふうに考えておるときに、そこを余り、境界線をぎりぎり申し上げることは、これはどうかなというところから、前回の委員会でも申し上げましたとおり、あえてきちぎし限定しないというふうな答弁をさせていただいております。

このようなことでございまして、この制度によつては、法定審理期間の中で必要な主張、立証を行うことができるかどうか、その能力にきちんと着目をするのだということを申し上げておりますから、結果的に範囲が不当に拡大するということ委員の御心配は、御懸念には及ばないのではないかと、大丈夫だということを申し上げたいと思っております。

〔熊田委員長長代理退席、委員長着席〕  
○藤岡委員　本日に、法曹資格を有するか有しないか、ある程度はつきりしている部分が多いと思

いますので、もちろん、排除とかそういうことではありません。

ただ、本件に関して、同視し得るというのは、少しまだまだ拡大していく懸念が拭えないのかなというところは指摘をさせていただきたいと思っております。

最後に、三百八十一条の二第二項における、当事者の衡平を害しとは、どのような場合が想定されるか、訴訟の最初の段階で、衡平を害するかどうかというのは、これはどのように判断されるのでしょうか。

○津島副大臣　藤岡隆雄委員に、事前通告によれば二問、今御質問いただいた、間違いないでしょうか。(藤岡委員「はい」と呼ぶ)

まず、最初の問い、改正法案三百八十一条の二第二項に言うところの問いでございます。

法定審理期間訴訟手続は、事案の性質、訴訟進行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、この手続により審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害すると認めるときは開始しないこととしたしております。

この例でございしますが、具体的には、当事者間に証拠の偏在、偏りがある場合、事件、例えば、大企業が製造したものに消費者が被害を被った場合に消費者が大企業を相手に損害賠償請求を求めるような事件については、基本的に、当事者間の衡平を害すると認めるときに該当すると考えられます。

次いで、当事者間の衡平の、審理の初期の段階で判断される場合という質問ですが、この手続は審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害すると認めるときは開始しないというのは今ほど申し上げたところと一致します。

この判断は、事案の性質、訴訟進行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑みてすることとされておりますが、審理の初期であつて、当事者がまだそれほど主張や証拠を提出していない段階であっても、当事者の属性や立場、当事者間の関係性、当該事件の種類などから、当事者間の衡平

を害すると認められるときに該当すると判断できるものもあると考えられます。

先ほど申し上げましたように、当事者間に証拠の偏在がある事件、例えばPL法に基づく損害賠償事件のことを申し上げましたが、基本的に、当事者間の衡平を害すると認めるときに該当すると考えられます。

以上でございます。

○藤岡委員　ありがとうございます。

やはり、この法定審理期間訴訟手続、ちよつとまだ検討が足りていないということを上申上げまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○鈴木委員長　次に、階級君。

○階級委員　立憲民主党の階級です。私からは、訴訟記録の電子化の件をお話し、議論させていただきたいと思っております。

法改正によつて、訴訟記録を電子化して、その閲覧等をするための仕組みがつけられるというふうに向つております。電子データで訴訟記録を保管するのであれば、書庫等の収容能力を度外視して保管できるわけですから、そうすれば、保管期間も従来よりも延長できるはずだといふふうに考えております。

私の資料のページを御覧になってください。左側の方に表のようなものがあります。これは最高裁の事件記録等保存規程の抜粋なんですけれども、判決の原本の保存期間は五十年、和解等々は三十年とありまして、他方で、それに関する事件記録、様々な証拠であつたり主張書面であつたり、いろいろあるかと思うんですが、そうした事件記録は五年といふふうになっております。

事件記録の保管期間は、判決の原本等と同じ期間にすれば、わざわざ分けて管理する手間も省けますし、閲覧する側もより便利になるかと思えます。事件記録の保管期間もこの際見直すべきではないかと考えますが、これは規程を作っている最高裁でよろしいでしょうか。お願いします。

○小野寺最高裁判所長官代理者　お答えいたしま

す。御指摘いただきましたとおり、現在の事件記録

等保存規程におきましては、民事訴訟の事件記録等の保存期間は、判決の原本は五十年、和解等調書は三十年、事件記録は五年と定められているところでございます。

訴訟記録が電子化された際のことについて御指摘をいただいたところでございます。

訴訟記録が電子化されたときに、記録の物理的な保管スペースの問題は、御指摘のとおり生じなくなります。他方で、永久あるいは相当長期間これを保存することになりますと、システムにおける保存容量が累積的に増加し続けることとなりますので、それに伴うシステムの維持管理に関するコストが増大するということも考えなければならぬかと思っております。その他、訴訟記録中に表れる高度な個人情報保有し続けることに伴う問題等も考慮する必要があるというふう

に考えております。いずれにいたしましても、訴訟記録の保存期間につきましましては、改正法案の内容等を踏まえまして、その在り方については今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○階委員 せっかく保管スペースの問題がなくなるわけですから、そこは是非、前向きに検討していただきたいと思っております。

そして、なお、保管期間は、延長されても残り得るということとは理解します。延長してほしいんですけれども、限界があるということは理解します。

ただ、その上で、今の仕組みにあっても、特別保管という制度があるわけですね。一ページ目の右側に書いていますけれども、例えば、重要な憲法判断が示された事件などについては、保管期間が過ぎても保管対象になるというふうになっています。ただ、私が本などで読んだところ、重要な憲法判断が示された、例えばマクレーン事件という在留外国人の基本的人権について判断した事案などについては、特別保管の対象にならなかつ

た。今、記録は廃棄されたというふうに伺っています。この法改正を契機に、特別保管の対象も広げるべきではないかと思っております。

この特別保管の要件、右側に書いてあるところを見ると、保存期間満了後も保存する必要があるとき、あるいは括弧三のところに、弁護士会の要望などがあつたときは要望を十分に参酌するということで、要は、最終的には、必要性は最高裁が判断して、必要性がなければ特別保管しないというふうになっているわけですよ。ここは原則として、重要な事件であれば保管する、保管しなくてもいいような特段の事情があれば保管しないというふうな、原則と例外を変えるべきではないかというふうに思います。

特別保管の要件の見直し、この点も考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○小野寺最高裁判所長官代理人 お答えいたします。

いわゆる、私も、特別保存という言い方をさせていただいておりますけれども、これについての御指摘をいただいたところでございます。

現状の事件記録等保存規程第九条第二項にこれは定めてございまして、いわゆる、私も二項特別保存という言い方をしておるんですけれども、この選定手続については、各庁において運用要領を定めて選定を行っているところであります。

委員から御指摘をいただいたように、以前、著名な事件についての保存がされていないのではありませんかという御指摘をいただいたこともありまして、それ以降、令和二年くらいから、各地でちゃんとそれを、運用を改めるといようなことが行われました。

一例を御紹介させていただきますと、東京地方裁判所におきましては、外部有識者の意見を聴取した上で、令和二年に運用要領を定めました。ここでは、最高裁判所民事判例集に判決等が掲載された事件、事件担当部から保存するよう申出がされた事件、地域面を除く主要日刊紙のうち二紙以

上に終局に関する記事が掲載された事件を保存に付するといような客観的な基準を設けたところでございます。

また、このほか、弁護士会、学術研究者等から、事件及び保存の理由等を明示して要望があつた場合には、これを保存に付するかどうかを適切に判断するため、裁判所内に設置した保存記録選定委員会の意見を踏まえて、最終的には東京地方裁判所長において特別保存の要否を判断するという運用になっております。

したがしまして、委員から御指摘をいただいた点につきましては、近年、運用をしっかりと改めたというところがございますので、これをしっかりと運用を続けていきたいというふうに思っております。

○階委員 今お話を聞いていて、以前、この委員会ですういうことが取り上げられたことは思い出しました。

この電子化を契機に、やはりその運用もより適切に、かつ充実したものになるように努めていただければと思います。

あと、最後にこの関係で伺いたいのは、参考人の御意見で、電子化といいますが、書面をPDFにして、それを保存しているだけだと、後々、調査とか分析するときに使い勝手が余りよくない、デジタル化の時代ですから、テキストデータの形で保管なり保存なりしていただけると便利になるというふうな御指摘がありました。

これは、全部の事件記録は無理だとしても、判決文などは、元々電子データなわけですから、テキストファイルの形で閲覧、利用できるようなするのにはありだと思ふんですけれども、この点についていかがでしょうか。

○門田最高裁判所長官代理人 お答えいたします。

これは今後開発予定のシステムに関するものといふことになりますので、現時点では確定的なお答えはできないところなんですけれども、訴訟記録になるものといふことで、当事者が提出す

る書面は、訴訟資料として、裁判所だけではなくて、双方当事者の共通の資料になるというところがございます。これは、判決についても、判決原本に当たるものは同様ということになりまして、これは文書作成者の意図したレイアウトどおりに表示、印刷されることが必要ということになりまして、そのようなファイル形式としてはPDFファイルが想定されるというところでございます。

○階委員 いや、それは、PDFはPDFで残してもいいかもしれないですけども、別に、調査分析に資するようにするためにテキストデータの形で閲覧できるようにする、利用できるようにするというのがやってもいいんじゃないでしょうか。それをやらないと、各判決がどのような整合性があるのか、あるいは考え方がどのようなように変遷しているのか、いろいろな調査とか分析が困難になると思ふんですね。

せっかく電子化するのであれば、そうしたことも配慮すべきではないかということで、検討していただけないか。

○門田最高裁判所長官代理人 お答えいたします。

済みません、ちよつと今、手元に資料がござい

ませんので、正確なところは、ちよつと違つているかもしれないのは御容赦いただきたいんですけども、今、日弁連の法務研究財団の方で、判決のオープンデータ化についての検討が行われていると承知しております。

そちらの方での検討次第ということにはなりませんが、そのオープンデータ化を実際に行っていくというところになりますと、裁判所からそちらの方に判決データを提供するというところも考えていくことになるかなと思っております。

その作業の中では、今委員が御指摘になったような点も踏まえて検討していくことになるかなと思つておるところでございます。

○階委員 では、しっかりと進めていっていただければと思います。

次に、前回の質疑に関連して、財務省に伺って  
きたいと思います。

三ページ目の資料を御覧になってください。こ  
の上段の方が、前回、財務省とのやり取りで、今  
日は理財局長に来ていただきましたけれども、前  
回のやり取りというのは、赤木訴訟のように、真  
相解明を望む当事者の期待、これを裏切るような  
請求の認諾を防ぐことが必要ではないかという問  
題意識を私は示しました。

そして、その方策として、一つは、請求の認諾  
の際に相手方当事者の同意を得るという法改正、  
これを行うか、もう一つは、手数料の負担を軽減  
して、認諾しにくい大きな金額を請求すること  
をややすくするか、どちらかの法改正を行うべき  
だということを主張しました。

この流れの中でやり取りがあったわけですが、  
でも、今日お配りしている資料の上段の最後のパ  
ラグラフ、財務省の答弁として、本件につきまし  
ては、財務省にも御相談申し上げ、それから賠償  
額云々かんぬん、妥当なものだと判断したという  
ことだというふうに答弁していますが、これは  
ちよつと文章が読みにくい、言い方が分かりにく  
いので確認しますけれども、認諾金額、損害賠償  
額が妥当だと判断したのは、財務省と相談した結  
果だということですか。確認ですけれど  
も。

○角田政府参考人 認諾に当たりましては、当  
然、金額につきましても、金額を含めて認諾をさ  
せていただいているのは当然のことでございます  
て、その認諾につきましても、財務省と協議して  
いうことで、そういう構成になってございます。  
○階委員 金額についても財務省と相談したとい  
うことですので、財務省にも聞きたいと思いま  
す。

財務省としては、相談を受けて、認諾金額が妥  
当だというふうにアドバイスはされたと思うん  
ですが、妥当だとアドバイスされた根拠を説明し  
ただけですか。法務大臣、お願いします。  
○古川国務大臣 まず、一般論として申し上げま

す、訴訟進行に当たりましては、関係省庁との  
間で訴訟方針等に関し協議、検討を行うなどし  
て、財務省としては適切に対応しているところで  
ございますけれども、個別の訴訟における国内部  
の協議内容につきましては、国の訴訟進行に関わ  
るものでもあり、通例はお答えを差し控えている  
ところでございます。

ただ、今お尋ねの件につきましては、前回の委  
員会に引き続き財務省の政府参考人が御答弁され  
ておりますので、そういうことを踏まえまして、  
あえて申し上げたいと思っておりますけれども、御質問  
の、訴訟において国が支払う損害賠償額につきま  
しては、財務省とも協議の上で妥当なものだと判断  
したものと認識をいたしております。

この金額についてでございますが、これは原告  
が訴状において国に対して請求をした金額でござ  
います。この訴訟を代表する立場にある法務大  
臣におきましては、当事者が積極的に公にしてい  
ない事実と言及することは適切ではないという  
ふうを考えておりますということでございます。

○階委員 ちよつとよく分からないんですけれ  
ども、認諾だから請求額をそのまま丸のみするわけ  
なので、請求額がこの金額だったからこの金額を  
認諾します、するのは妥当と。要するに、請求さ  
れた金額が一億七千万だから一億七百万を認諾す  
るのは妥当だと言っているふうには聞こえなく  
て、幾ら一億七百万請求されたからといって、そ  
れを丸のみするかどうかは別問題なんですね。

請求金額が妥当かどうかは、前に前川委員がこ  
の場で説明されたとおり、裁判所で損害賠償金額  
の基準というのは公開しているわけですよ。それ  
に基づいて弁護士会などもちゃんと本にまどめた  
りしているわけです。基準がある中で、それに当  
てはめて妥当かどうかということ、当然財務省  
はそういう基準も知っているわけですから、アド  
バイスすると思うんですね。  
そういうことはやらずに、単に、訴える側が一  
億七百万請求してきたからそれでいいよと言った  
にすぎないということではないでしょうか。

○古川国務大臣 その金額の妥当性についてお尋  
ねなわけですが、御質問は個別の訴訟にお  
ける国内部の検討過程を問うものでありまして、  
国の訴訟進行に関わるものでございます。したが  
りまして、お答えを差し控えたいと存じます。  
○階委員 大体いつも苦しくなるとそのお決まり  
の文句が出るんですけれども、私はそれを認める  
わけにはいかないんですね。これ、一億七百万円  
は国民の税金ですから、ちゃんと根拠は示すべ  
きなんです。

それで、財務省に、では、財務省と相談したと  
きにどんなやり取りがあったのか聞きたいんで  
すが、当然、何らかの基準、これは公開されて  
いる基準というのが世の中にはあるわけですよ。何  
らかの基準に当てはめて、この金額だったら妥当だ  
というふうに判断したと思うんですね。その損害  
賠償金額の妥当性を判断した基準、それが何かと  
いうことと、その基準に当てはめた結果、これを  
記録した文書、両方示していただませんか。お  
答えください。

○角田政府参考人 認諾に当たりましてどうい  
う文書があるのかということ、以前にもお尋ねい  
ただいておりますけれども、第四準備書面がまさに  
その残す文書として作成したものでございます。  
年末にもお答えしたと思います。文書としてはそ  
ういうものでございます。

○階委員 いや、それは、前に答弁されたのも当  
然知っていますよ。でも、今言った準備書面に  
は、請求金額のことについては一切触れていま  
せんよ。幾らで認諾するのが妥当かどうかとい  
うことについては一切その書面に記されていない  
。あれで財務省に相談したからといって、認諾  
金額が幾らにするのがいいかどうかまでは、あ  
んな書面では判断できないはずですよ。あれはあく  
まで認諾すべきかどうかの根拠を示しているだけ  
であって、認諾した金額が妥当かどうか、これに  
ついては一切文書には記されていないんです。  
そうした文書を作っていないんですか。お答え  
ください。

○角田政府参考人 金額そのものについて文書で  
協議したかと言われると、恐らくそういうことは  
なかったと思います。

○階委員 あり得ないですよ。何でそんな勝手  
に、一億七百万、財務省と相談するときに、何  
の資料も持たずに口頭で、一億七百万払っていい  
ですか、いいですよ。こんなやり取りで済むん  
ですか。それが財務省のやり方ですか。おかしい  
ですよ。

しかも、例の公文書改ざんの問題があった後、  
皆さんもコンプライアンス研修だ何だといって、  
公文書管理の在り方を徹底的に教育したわけ  
でしょう。

今日、配っていますけれども、四ページ、「行  
政文書の作成（打合せ等の記録作成）」という見  
出しの文書、これはコンプライアンス関連研修基  
礎、基礎の基礎のところに出てくる資料ですけれ  
ども、一番上に、「意思決定過程や事務・事業の  
実績を合理的に疎付け・検証することができよう  
う文書を作成」とあるじゃないですか。これを  
守っていたら、当然、今言ったような大事な文書  
を作るべきでしょう。何で作っていないんです  
か。あるでしょう。あるならあると言いなさい。  
そして、あるなら出してください。

○角田政府参考人 申し訳ありませんけれども、  
認諾の際に作成した文書は第四準備書面ではござ  
います。それと、会合を開いて、記録を残せと書い  
てあるんですけれども、特段、何か会議をセッ  
トしたとか、そういうことはございません。

○階委員 何ですか、これ。会合なんてどこかに  
ありますか。別に会合なんかどうでもいいん  
ですよ。「意思決定過程や事務・事業の実績を合理的  
に疎付け・検証することができよう文書を作  
成」、金額を口頭で合意するなんていうことはど  
こにも書いていないでしょう。こういうときこそ  
行政文書を作成しなくちゃいけないじゃないで  
すか。何でそれを作っていないんですか。全く前  
回の公文書改ざんのときの反省が生かされてい  
ないんじゃないですか。

理財局長、あなたのお膝元で起きたんですよ、前任者が前任者か知らないけれども。どうなっているんですか、そちらの組織は。おかしいでしょう。絶対あると思いますよ。一億七百万、税金を使っているわけだから、出せないのはおかしい。相談したときに一億七百万算定した際の基準、そして、それに照らして、これが妥当だと考えた根拠、それに関する文書を出してもらえませんか。

○角田政府参考人 当然、その金額が妥当かどうかというのは検討はしなきゃいけないと思うんですけど、何か文書でというのが、その点について言われれば、文書という形ではございません。

○階委員 じゃ、別に今からでも作っていいじゃないですか。コロナの会議だって、後から作っていたじゃないですか。我々のときも、東日本大震災の会議の政府の文書を後から作りましたよ。今から作ってくださいよ。法務省と相談して、打合せをしていくわけでしょう、これが妥当かどうか。今から作って出してください、どうぞ。

○角田政府参考人 金額について、国がどういう具体的な検討をした結果、これでいいというふうな判断したのかということ、これを明らかにすること自体が、今後の訴訟に不測の支障を生じると困りますので、それは差し控えていただきたいと思います。思っております。

○階委員 損害賠償金額が妥当なものかどうか、これに関する文書を示せと言っているわけですよ。別に、訴訟遂行なんか関係ないですよ。皆さんが、税金を使うわけだから、不当に大きな金額を払ったら責任行為ですよ。民間だったら許されない、犯罪行為ですよ。だから、それを、ちゃんと私たちは適正な金額を払いましたよということを示す証拠を出してくださいと言っているわけですよ。関係ないですよ、訴訟の遂行なんて。当たり前のことを言っているんですよ。出してください。

○角田政府参考人 残念ながら、お答えは、特

段、先ほどと違うことを申し上げるわけにもありませんので、何とぞ御容赦いただきたいと思っております。

○階委員 委員長に、この件について、委員会として、財務省から、事後的に作成してもいいですから、提出するようにお願いをしたいと思います。

○鈴木委員長 ただいまの件につきましては、理事會にて協議をいたします。

○階委員 どうして文書を作らないという判断をしたのか、それが分からないんですよ、仮に作っていないとすればですよ。仮に作っていないとすれば、何で作らないで許されると思つたんですか。あれだけの事件を起こしておきながら、しかも理財局で起こしておきながら。何で今回の文書を作らなくて済むというふうな判断されたんですか。それをお答えください。

○鈴木委員長 申合せの時間が経過しておりますので。

○階委員 はい。では、最後にそこだけ。

○鈴木委員長 では、簡潔にお願いいたします。

○角田政府参考人 済み、済みないということについて、何か判断があったわけではないんですけど、作成していないということでございます。

○階委員 時間が来たので終わりますけれども、全く改まっていけない。同じことを繰り返しますよ。とんでもない。

○鈴木委員長 次に、前川清成君。

○前川委員 日本維新の会の前川清成でございます。

期間限定裁判に関して、何人もの委員の皆さん方から様々な論点について質疑がありました。先ほどの米山委員の議論が大概緻密だったと思います。つきましては、通告の順番を変えて、期間限定裁判についてまずお尋ねしたいと思っております。先ほどの大臣の御答弁ですけれども、期間限定裁判については、判決を簡単にするものではあり

ませんよ。今の民事訴訟では審理に要する期間がなかなか予見できない、ついでには、使い勝手が悪い、裁判の使い勝手をよくするように予見可能性を高めるんだ、そのための期間限定裁判なんだ、こういう御説明だったと思っておりますけれども、これで間違いないでしょうか。

○古川国務大臣 期間に関する予見可能性を高めることによって、それによって国民にとって裁判制度がより利用しやすいものになるというように、このことを期しましてこのような制度を考案をしております。

○前川委員 それでは、今大臣のおっしゃる予見可能性ですけれども、その予見の時期、それはいつになるのでしょうか。

○金子政府参考人 予見の時期は、法定審理期間訴訟手続が開始する段階で期間が設定されますので、そこからの期間です。すなわち、いつの時点での予見かという点、その開始時点での予見ということになると思っております。

○前川委員 大臣、そこをお聞きしているんじゃないですか、国民が、あるいは企業が裁判を利用しやすいかどうか、そのための予見可能性のほうなんです。であればですよ、今の局長の答弁は的外れで、裁判を起す前に、あるいは起すか起さないか決定する前に予見できていない、おっしゃるような使い勝手のいい裁判にはならない。だから、予見の時期というのは裁判を起す前、決して手続が始まってからではない、私はそう思うんですが、いかがですか。

○古川国務大臣 これまで、例えば裁判制度を利用した方々に対するアンケート調査などによりまして、裁判を始める時点においてどれぐらいの期間がかかるか予見しましたかという問いに対して、ほとんどの、ほとんどいいますか、多くの方が、分からなかった、全く予見できなかったというふうなことで、これが裁判制度を利用するに当たってちゅうちょさせる、何か要因の一つになっているのではないかとこの問題意識が従前からございました。

そのような意味で、この予見可能性、どれぐらいの期間がかかるものであろうかということをお知らせから始めたいという趣旨でございまして、それで裁判制度を利用しようと、そういう促すことにつながるという、そういう趣旨での予見可能性というふうな申し上げております。

○前川委員 ですから、予見の時期は、裁判を起す前、裁判を起すか起さないか決める段階ということではないですか。

○金子政府参考人 先ほどは、具体的な、六か月の予見の起算点という趣旨でございまして、いまいいますが、前川委員の問題意識からしますと、裁判を起すかどうかを決める段階で予見可能性があつてこそ起すという行動につながっていくということになりますので、その前の段階で予見できるということが望ましいというふうに、想定されている姿というふうな感じがいたします。

○前川委員 局長、私の意識はなくて、大臣の答弁が、先ほど米山議員との議論を聞いて、大臣の判決を簡単にするための期間限定裁判ではありませぬ、裁判を利用しやすいために、するためには裁判の審理期間を予見可能なものにしなければならぬ、そのための期間限定裁判だ、こういうふうにおっしゃったので、それに関してちよつと尋ねております。

その上で、大臣にお尋ねしますけれども、裁判を起すか起さないかを決める。ああ、期間限定裁判がある、六か月程度で終わらせようだな、じゃ、裁判を利用してみようか。たとえ個人があるいは企業がそういうふうな判断したとしても、三百八十一条の二の二項のとおり、双方が申出をしないと期間限定裁判は使えませぬ。それと、先ほどから議論がなされたように、原則として、こちらは弁護士をつけても被告が弁護士をつけなかったら期間限定裁判は使えない。さらには、三百八十一条の四の一項、期間限定裁判が始まって途中下車が自由になっています。さらには、三百八十一条の八の一項、異議があれば期間限定裁判が終わって通常訴訟に戻ります。